

## 令和8年度 横手市若年世帯住まい応援事業補助金 Q&A

### 【本事業の実施期間について】

問1. 本事業の実施期間はいつからいつまでの予定か。

答. 令和10年までの最大3年間実施予定ですが、令和9年度と10年度の事業実施をお約束するものではありません。なお、最終年度については、年度内に住宅の引渡しまたは工事を終え、住所変更が必要な場合は住所を移し、支払いが完了していることが必要になります。

### 【対象者について】

問2. いつ時点で29歳以下であれば対象になるか。

答. 「契約を締結した日において夫婦ともに29歳以下の世帯」の要件を満たしていれば、婚姻後何年経過していても申請可能です。

問3. 契約を締結した日には婚姻しておらず、工事完了後に婚姻する場合も対象になるか。

答. 交付申請の日までに婚姻する場合は対象になります。計画申請段階で婚姻していない場合は、お二人の公的身分証明書の写しを提出いただき、交付申請時に戸籍全部事項証明書または婚姻届受理証明書を提出いただきます。

問4. 夫または妻が単身赴任で現在同居していない場合でも対象となるか。また、今後単身赴任が見込まれる場合でも対象になるか。

答. どちらかが単身赴任中の場合でも、一方が継続しお住まいになられるのであれば、対象になります。今後単身赴任が見込まれる場合であっても同様です。

問5. 事実婚は対象となるか。

答. 住宅取得等に係る契約を締結した日、または、交付申請の日までに婚姻届を提出した夫婦が対象となるため、事実婚は対象になりません。

問6. 過去に結婚新生活支援事業の交付を受けていても対象になるか。

答. 対象になります。

### 【対象となる住宅等について】

問7. どういった費用が対象になるのか。

答. 住宅の新築、増改築、リフォームまたは購入費用の合計額300万円（税抜き）を超えるものが対象になります。なお、土地代、併用住宅の併用部分の工事費用、門や塀等外構整備のみの工事費用、公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事費用などは対象外です。

問 8. 住宅の増築とあわせて設置するカーポートの費用も対象になるか。

答. 住宅の新築、増改築、リフォームまたは購入と一緒に行うもので、合計額が 300 万円（税抜き）を超える場合が対象になるため、増築費用とカーポートの設置費用の合計が 300 万円（税抜き）以上の場合は対象になりません。

問 9. 住宅と土地の取得価格が区分されていない場合（建物代金と土地代金の内訳が記載されていない場合）、合計額が対象になるか。

答. 住宅と土地の取得価格が区分されていない場合、以下の方法で住宅の取得費用を算出します。

(1) 契約書などに消費税の額が記載されている場合

消費税 ÷ 消費税率 + 消費税 = 住宅の取得対価の額

(2) 契約書などに消費税の額が記載されていない場合

売主または仲介事業者に確認してください。

問 10. マンションも対象になるか。

答. 対象になります。新築マンションの場合は最大 300 万円（補助率 20%）、中古マンションの場合は最大 100 万円（補助率 10%）の補助が受けられます。

問 11. 給湯器の設置やキッチンのリフォームなども対象になるか。

答. 総額 300 万円（税抜き）以上の場合は対象になります。なお、給湯器であっても瞬間湯沸かし器などキッチンや洗面所など住宅の一部でのみ使用するタイプは対象外です。

問 12. 家具や家電製品の購入費用は対象になるか。

答. 後付けのものや容易に取り外しのできるものは対象になりません。

問 13. いつ時点で取得等を行ったものが対象になるか。

答. 令和 8 年 4 月 1 日以降に住宅の新築、増改築、リフォームまたは購入の契約を行い取得等を行ったものが対象です。なお、契約と支払いが年度をまたいで行われる場合は、支払いを行った年度に交付申請を行っていただくことになります。なお、事業の最終年度は年度（4 月 1 日から 3 月 31 日まで）内に住宅の新築、増改築、リフォームまたは購入取得等を行い、住宅の引渡しまたは工事を終え、住所変更が必要な場合は住所を移し、支払いが完了している必要があります。

問 14. 既に着工している場合も対象になるか。

答. 令和 8 年 4 月 1 日以降に住宅の新築、増改築、リフォームまたは購入を行ったものが対象です。そのため、令和 8 年 3 月 31 日以前に契約を締結したもので既に着工している場合は対象外です。

問 15. 既に引き渡しを終えている場合も対象になるか。

答. 令和 8 年 4 月 1 日以降に契約を締結したものが対象となるため、令和 8 年 3 月 31 日以前に契約を締結し、既に引き渡しを終えている場合は対象になりません。

問 16. 契約と引渡しで年度が異なる場合はどのようにすればよいか。

答. 例えば令和 9 年 3 月 1 日に新築工事の契約を締結し、住宅の引渡しが令和 9 年 4 月 1 日以降になる場合などは、計画申請のみ令和 8 年度中に行っていただき、令和 9 年度に交付申請、補助金の振込みとなります。

問 17. 他人への賃貸用に取得する物件も対象になるか。

答. 補助金を申請された方とその配偶者がともに居住する住宅のみが対象です。

問 18. 契約の名義は夫婦の一方または両方だが支払いは夫婦の親などの場合も対象になるか。

答. 契約と対象経費の支払いがともに夫婦の一方または両方の名義で行われている場合が対象になります。そのため、契約や支払いを夫婦の一方または両方以外の夫婦の親などがされている場合は対象となりません。

問 19. 親が所有する住宅をリフォームする場合も対象になるか。

答. 契約と対象経費の支出がともに申請者の名義で行われていれば、親が所有する住宅でも対象になります。

問 20. 親族等から購入する住宅の取得費用も対象となるか。

答. 親族等から購入する場合でも契約書など申請に必要な書類が用意できる場合は対象となります。

### 【補助金の取扱いについて】

問 21. この補助金は課税対象になるか。

答. 補助金は一時所得に該当するため、一定額以上は申告が必要です。ただし、所定の手続きにより本補助金を所得の参入から除外できる場合があります。また、住宅ローン減税等を併用する場合、住宅の取得価格等から控除する必要がありますので、詳しくは税務署等に御確認ください。

## 【補助金の返還について】

問 22. どのような場合に補助金を返還する必要があるのか。

答. 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合、補助金の交付決定を受けた日から5年を経過する前に市外に転出（単身赴任などやむを得ない事情による場合などを除く。）した場合、補助金の対象住宅を補助金の交付決定を受けた日から5年未満で他人に貸与、売却、または譲渡をした場合などです。

問 23. 離婚したが返還の対象となるか。

答. 離婚された場合であっても、どちらか一方が引き続き補助対象住宅に居住されている場合は、返還の対象となりません。

問 24. 補助金は全額返還しなくてはいけないのか。

答. 単身赴任などやむを得ない事情がある場合を除き、以下のとおりです。

理由	返還額
虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合	全額
補助金の交付決定を受けた日から5年を経過する前に夫婦ともに転居または、住宅を貸与、売却、譲渡したとき。	補助金額×(60か月-経過月数)/60か月 例) 補助金額300万円、1年半後(18か月後)に転居した場合。 210万円(=300万円×(60-18)/60)
その他市長が不相当と認めた場合	補助金の10/10以内で市長が定める額

※千円未満を切り捨てた額です。

問 25. 返還対象かどうかのように確認するのか。

答. 本人からの申し出のほか、申請時に5年間市で居住状況や婚姻状況を確認することに同意いただく旨の誓約書を提出いただきますので、これに基づき市で確認いたします。

問 26. 補助金の返還が必要になった場合、返還額は夫婦それぞれ2分の1ずつとなるのか。

答. 補助金の返還の通知は、補助金を申請し交付を受けた方に対して行います。返還額の負担割合については夫婦で話し合ってください。

## 【他の補助金との併用について】

問 27. 他の補助金との併用は可能か。

答. 市の他の補助金の場合、その申請している事業費の全額を対象経費とすることができません。国や県の補助金の場合、補助金額を除いた部分是对象経費とできますが、市の補助金を活用した場合、国や県の補助金が受けられなくなる場合もありますので、それぞれの補助金の窓口に確認の上、申請してください。

屋根の改修に他の補助金を活用した場合

